

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.10
発行日：2013.8.1



発行者：玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
編集者：玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14
TEL：0952-37-9212 FAX：0952-37-9213

E-mail：saiban.jimukyoku@gmail.com
U R L：http://saga-genkai.jimdo.com/
Facebook：http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
Twitter：@sagakarakaeru

玄海原発 3号機プルサーマル運転差止裁判

ただいま進行中!→

玄海 2・3号機再稼働差止仮処分

玄海 1～4号機運転差止裁判

玄海原発再稼働反対!みんなのチカラで即時廃炉へ!



左 提訴3周年活動報告会を終えて記念写真(佐賀市立図書館)
右 報告会に挨拶する石丸代表
右下 6月7日公判の日、入廷する原告団・弁護団(佐賀地裁)



九州電力など全国の電力会社は、原発の再稼働を申請しました。参院選での自民党勝利もはさみ、再稼働へのたくらみを加速させることでしょう。しかし、「子どもたちの未来のために、原発いらない」と声をあげ、行動する仲間同士の連帯は一層力強いものとなっています。めまぐるしく動いた3か月間の活動を、ニュースにしてお届けします。

提訴3周年活動報告会を終えて

「玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会」として、覚悟を新たに!

6月8日、「2010年8月9日の提訴からまもなく3年」ということで、『提訴3周年活動報告会』を開催しました。

開会挨拶に立った石丸初美代表(原告団長)は「福島のことを知るたびに、つらくてならないです。再稼働の動きがあるが、嘆いてばかりはいられません。これ以上、子ども達に放射能におびえた生活をおしつ

けるわけにはいきません。自分達にできることを、一つずつでもいいから、実行していきましょう」と呼びかけました。

そして、「当初は原発反対といっても理解が得られないような世の中でしたが、まずはプルサーマルを止めようということで運動を始めました。しかし、最初から『原発なんて危ないよね』とみんな同じように思っ

No.10 CONTENTS

- 提訴3周年活動報告会を終えて1
- 公判、審尋報告 於保泰正・荒川謙一3
- 意見陳述 多郎浦和子6
- 胸を裂くようなやり切れない思いを
未来の子ども達にさせたくない! 古賀加奈子8
- 法廷外の活動報告 永野浩二9
- トリチウムって、どんな放射性物質ですか?11

- 抗議及び質問書 MOX燃料輸送に抗議します12
- 玄海原発みんなで止める! 6・8宣言12
- 九電玄海再稼働申請への抗議文13
- 佐賀県知事・玄海町長への抗議文14
- 【玄海原発の問題点——これでも再稼働するのだろうか!】15
- お知らせ、編集後記16

てました。3.11を経て、原発すべて止めようという方向へはっきり打ち出して運動と裁判を進めてきました。その延長線上に、みんなで議論して『玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会』（略称：玄海原発裁判の会）という新名称を決めました」と発表しました。

そして、もりだくさんのプログラムでした。

走ってきた3年間を振り返りながら、覚悟をあらたにする集いとなりました。

『玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会』は、次のステージも、仲間のみなさんとともに歩んでいきます！

【活動報告会プログラム】

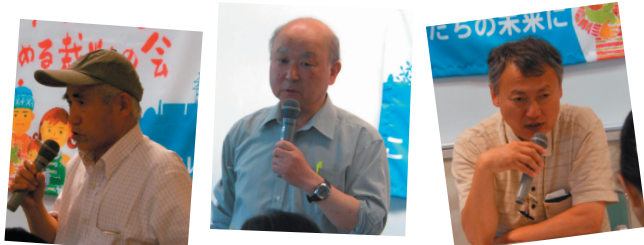
- 於保泰正事務局長：活動全般報告
- 弁護団の武村二三夫弁護士と谷次郎弁護士：「裁判の経緯と展望」
- 石丸代表と江口副事務局長：活動報告スライドショー
- 裁判補佐人・小山英之さん（美浜の会代表）：「原発と核燃料サイクルの現状をめぐるあれこれ」
- 澤山保太郎・裁判を支える会会長：『私の想いとこの闘い、これから』
- 反原発・鹿児島ネットの向原祥隆さん：川内原発の報告
- 福島避難者の木村雄一さん：東日本支援活動の報告と決意
- 大座談会『玄海原発みんなで、どがんして止める?』
- 『玄海原発みんなで止める！6・8宣言』採択
- 荒川謙一・新副代表の閉会挨拶

【主な役職】

裁判の会〈原告団＋支える会で構成〉

- 代表 石丸初美
- 副代表（新設） 荒川謙一
- 事務局長 於保泰正
- 科学技術顧問（新設） 豊島耕一、青野雄太

6月9日の朝日新聞（佐賀県版）



支える会会長の澤山保太郎さん

裁判補佐人の小山英之さん

弁護士の武村二三夫さん

ご発言いただいた皆様、ありがとうございました！



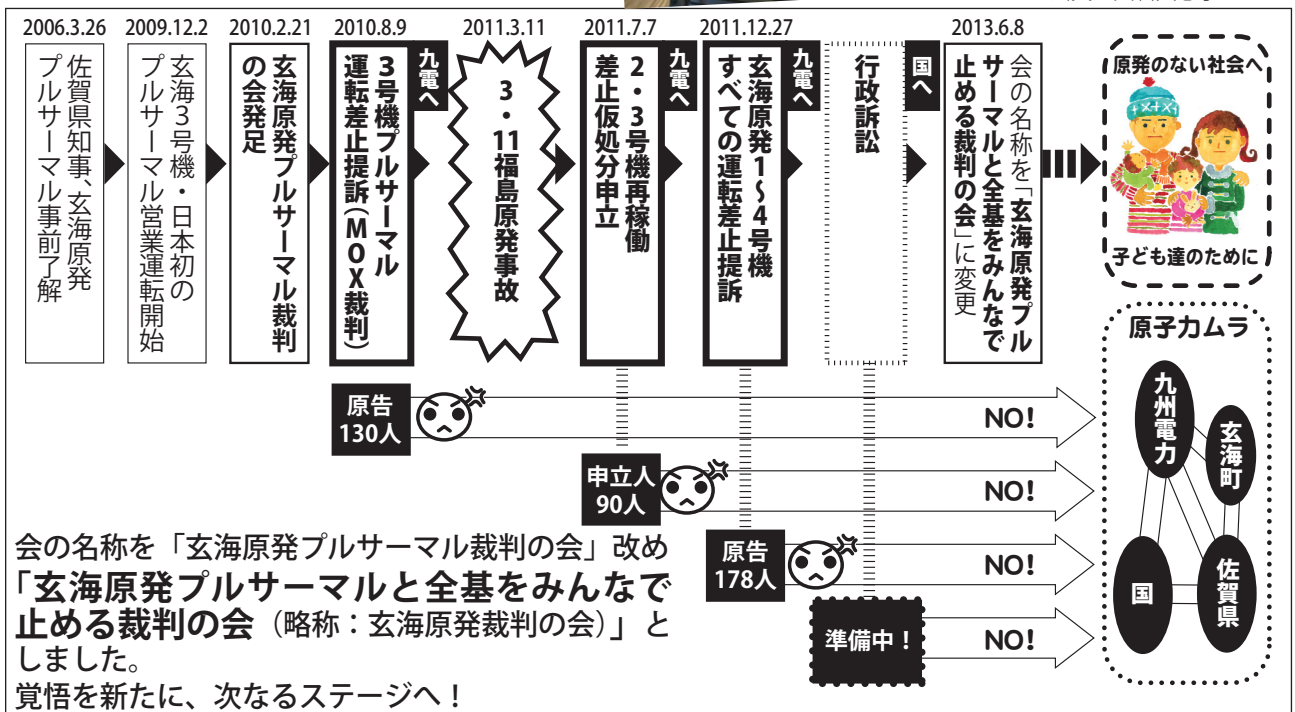
反原発・鹿児島ネットの向原祥隆さん

福島避難者の木村雄一さん

弁護士の谷次郎さん



『玄海原発みんなで止める！6・8宣言』を読み上げる会員の大石與志子さん



6月7日公判報告

裁判の会副代表 荒川 謙一 裁判の会事務局長 於保 泰正

6月7日午後1時50分、梅雨の曇り空の下ながら30℃を上回ったという熱気の中、原告団・弁護団一同揃って、石丸初美・原告団長と玄海プルサーマル裁判を支える会の澤山保太郎会長を先頭に、運動を象徴する新名称『玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会』の横断幕を掲げて、佐賀地裁に入場しました。

現在、自民党安倍政権は、未だ経済最優先を盾に3.11福島を風化させようと躍起になり、「福島原発事故では誰も死んでいない」などと嘘ぶき、全国の原発を再稼働させようとしています。原子力規制委員会・規制庁の改めるべき「安全審査基準」もいつの間にか「新規制基準」と名前を変え、拙速な決定を成しております。大飯原発のように安全を無視し政治判断で稼働させた過去の間違ひもありました。規制委員会は、新規制基準を決めても、原発の万一の時の安全性を保証できぬ程度の機関であるならば、私たちは、日本国の首相に『原発に関する国民の安全は、一体、誰が保証してくれるのですか?』と声を大にして問うていかなければなりません。

三権分立、司法の独立の下で、裁判所は、政府側に立っているのか?市民の側に立っているのか?この裁判によって、被告である事業者側の証拠提出から安全立証責任を果たしてもらわなければ、3.11という教訓を経ても、真の民主主義を守ることができないのです。

今、MOX裁判の争点整理が進み、原告が求めている隠された被告データの公開から、専門家を呼んでの技術的弁論の場の開催によって、安全なのかどうかを裁判官が正しく理解してくれることを私たちは願い信じております。前号にも書きましたが、MOX裁判は、これからが正念場です。

また、今回、MOX公判において、毎回車椅子で裁判傍聴にかけつけてこられた多郎浦和子さんが意見陳述をされました。

多郎浦さんは福島で避難を強いられた障害者・高齢者の厳しい状況に寄り添いながら、「長期避難は拷問による死」「どうか未来の日本の子ども達にハンディを背負わせないでください」と訴えました。友人に代読された言葉一つひとつをかみしめていらっしやるようでした。(全文は6ページ)

(1)『MOX燃料を使うな!』～プルサーマル裁判

第10回公判：平成22年(ワ)第591号「玄海原発3号機MOX燃料使用差止請求事件」(原告：石丸ハツミ、外129名、被告：九州電力)

3月の第9回公判では、重要争点の「初期ヘリウム加圧量の低減問題」「蒸発性不純物の規定値の緩和に

ついて」「MOXペレットの体積膨張速度について」「プルトニウム組成と出力・内圧について」各項目に対し、原告は被告九電に対し釈明を求めました。これまでも特に根拠たる数値や不純物データを明らかにするように求めてきましたが、被告は「三菱重工の商業機密」として公開を拒否したので、「なぜ」「どのような」ポイントが秘密にしなければならないのか、その理由を明らかにするように求めたのです。「たとえ事故が起ころうとも、外部に放射能が漏れることは絶対にない」と言い続けてきた原発に「メルトダウン・放射能放出」というありえないことが3.11で現実起こったのですから、もし本当にプルサーマルが安全というのなら、商業機密などと隠している段階ではなく、証明して見せるべきです。

しかし、今回公判で被告は、「なぜ」「どのような」の質問を無視して答えず『いずれも三菱重工のノウハウを含む商業機密にあたることから、開示できない』と至る所で繰り返しています。「意識的に答えない」姿勢を許すわけにはいきません。今後、争点整理を見ながら、原告として繰り返し問題にして糾弾していくつもりです。

また、プルトニウム含有率あるいは富化度(核分裂性プルトニウムの割合)に対する日本の規制値が、他国に比べ突出して高い(甘い)ことがわかっていますが、それは燃料損傷の可能性が高いことを表しています。数少ない世界のプルサーマル事例の中でも最も危険なのです。求釈明で燃料棒の内圧値の評価を問題にしていますが、「設計基準値をクリアしているから、再評価など必要性がない」と言い切ります。被告は一貫して「国の審査を通ったから問題ない」という姿勢で、原告の質問には真面目に答えず、未だ何の安全も証明しようとしてないのです。

「九電使用MOX燃料の健全性」についても同様、4月2日の裁判所の争点整理表において原告は、「関電が自主検査で不合格にしたメロックス社製のMOX燃料を九電が使用している危険性を指摘」としたところ、「自社の自主検査によって目標値を達成しており問題ない」と被告は回答しました。そして、輸入燃料体検査の審査に合格し、発電所受け入れ検査も受け合格していると述べ、被告と三菱重工の自主検査によって製品検査にも何ら問題なかったと答弁しました。ならば、同じ電力会社で自主検査内容に相違があることになってきます。

原告は、その検査基準内容を明らかにせよ!と再度求める予定ですが、また「三菱重工の商業機密」と回答することが予想されます。しかし、この壁を取り壊さない限り、公に事業者の持つデータをチェックすることさえもできない訳であり、玄海原発プルサーマル・MOX燃料の疑惑は一向に晴れないのです。ならば、

公正なる裁判所は、事業者つまり被告に対して「主張立証責任」負わせるべきと言わざるを得ません。

この10回を要してきた公判を経て、裁判所は争点整理表をまとめて掛かっていますが、これを見れば、被告の主張には空欄ばかりが目立ち、何も答えてないことが一目瞭然です。

我々原告は、これからも手を抜かず追い込みます！

逃げるな！正視して答えよ！立証責任は被告九電、そちらにあるのだ！（荒川謙一）

（2）『2号機と3号機を動かすな！』～仮処分申し立て

第9回審尋：平成23年（ヨ）第21号「玄海原発2号3号機再稼働差止仮処分命令申立事件」（債権者：石丸ハツミ、外89名、債務者：九州電力）

これまでの経過として、第7回審尋（2012年11月30日）で債務者九電は、具体的危険性の指摘がないと主張し、裁判長からも具体的危険性を出してほしいと発言がありました。2013年3月1日の第8回審尋に私達は主張書面（5）（2013年2月20日付）を出して具体的危険性を指摘しました。

その内容は以下のようなものです。

これまでに配管の経年劣化問題について、「配管減肉を想定した耐震解析は基本的に主給水設備配管だけであって、他の配管でも配管減肉管理は行っているというものの、具体的な検査の頻度や方法などが示されていない。特に水や蒸気が流れない配管では劣化の起こる可能性は低いとの観点に九電は立っていること」を明らかにしてきました。

その上で具体的危険性として、「玄海2号機の1次冷却系配管の枝管で深いひび割れが、2007年の定期検査で見つかった。外径60.5mm、肉厚8.7mmのところ、技術基準で最低必要な厚さ4.5mmを大きく割り込んでわずか1.5mmしかなかった。150気圧というものすごい圧力がかかっている所なので、地震などの衝撃で破損すれば、1次冷却水が吹き出し、1次冷却材喪失事故という重大な事故となりかねない」。問題は、いつからひび割れが生じていたのか、なぜ見逃されてきたのかということです。

この点について、2007年2月16日の九電と原子力安全・保安院のプレスリリースを証拠にしてまとめています。2000年の北海道泊原発の問題を受け、九電は自主検査をしたが問題ないと確認し、保安院の指示を受けた2006年の検討結果においてさえ問題ないと再確認しています。同じ年の2006年11月からの定期検査でひび割れを発見したというものです。7年以上（佐賀新聞の記事によれば1991年から15年間）にもわたる見逃しがあり、他の配管に同様の深い傷がないという保証はないと私達は主張しています。

主張書面（5）に対する九電の反論が、準備書面5（2013年5月29日）として出されました。その6ページに「当時（2000年）の検査機器の性能では本事象を発見できなかった。よって発見が遅れたものである」というとんでもない回答が出てきました。

今回審尋の場で、冠木弁護士からの「2001年以降には機械の性能が上がって発見が可能であったと言っているのに（プレスリリース）、なぜその後2006年まで発見できなかったのか？2006年まで機械の性能が悪かったのか？」という質問に対して、九電弁護士から「2000年以降検査していなかった」という驚くべき回答がありました。7人の弁護士がいながら、先の2つのプレスリリースを読んでいないことが明らかになりました。2006年11月まで我々の知らない所で、いつ重大事故になってもおかしくなかった問題に対して、あまりに無責任な対応ではないでしょうか。

冠木弁護士の質問に九電は、7月中旬に調べて回答することになりました。それを受けて債権者として8月に反論することになります。九電は責任ある回答ができるでしょうか。

また、前回出した主張書面（5）にもう一つの論点として、原子力規制庁の放射性物質の拡散シミュレーションから最遠隔の債権者の居住地である大阪市においても、7日間で10mSvもの放射線を被ばくする危険性を指摘していました。それに対する回答は、債務者準備書面7ページで、「本シミュレーションは、防災計画立案のための資料であり、本件原子力発電所において事故が発生したと仮定した場合のシミュレ-



公判前に佐賀地裁前でアピール



冠木克彦弁護士



記者会見する武村二三夫弁護士

ション結果ではない」とこれまたとんでもないことを言ってきています。

福島第一原発1~3号機の出力と玄海1~4号機の出力規模を比較して、福島で放出された放射性物質の1.7倍を玄海原発に当てはめて、放射性物質の拡散予測をしたものであり、事故を想定した予測そのものであります。このことも含めて反論することになります。(於保泰正)

(3)『玄海原発全てを運転するな!』～差止め裁判

第5回公判：平成23年(ワ)第812号「九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件」(原告：石丸ハツミ、外177名、被告：九州電力)

前回裁判長から、被告九電の主張に対する認否をおこなって、争点を整理していきたいとの要請があり、私達は第四準備書面(2013年5月29日付)を提出しています。

前回、九電は、1号機の脆性劣化の問題で、証拠として原子力安全・保安院の報告書「原子炉圧力容器の中性子照射脆化について」(2012年8月)を出して来ました。国のお墨付きをもらっていると言いたいのでしょうか。これは、18回の専門家による意見聴取会の会合をもとにまとめられたものですが、大変問題のある報告書で、「58年間運転した場合の照射量に相当する間は、圧力容器の健全性に問題はないことを確認した」という九電寄りの結論を出しています。保安院は、井野博満東大名誉教授達の意見や反論を無視し、18回で強引に議論を打ち切りました。

玄海原発の裁判で、具体的危険性を立証できるのは、1号機の脆性問題、2号機の配管劣化問題(ただし全機に共通する問題)、3号機のMOX燃料のギャップ再開問題です。そのために重要な問題として「準備書面(4)(脆性遷移温度の異常上昇と容器破壊の危険性2013年6月3日付)を提出しました。

公判では、大橋弁護士からその内容についてのわかりやすい説明が15分おこなわれました。裁判では、法律上の安全基準を満たしているかどうか問題になるので、原子炉圧力容器に関して原子炉等規制法24条から始まってどのような安全設計審査指針類があるのかを整理しています。

その上で、保安院報告書を批判する形で、大きく3つの問題点を指摘しています。

1つ目は、材質の問題で銅などの不純物が多く、圧力容器の場所によって不純物の量にばらつきがあるのではないかとということです。70年代に作られた高浜1号機、大飯2号機及び美浜2号機も、脆化予測式を大きく上回っています。これは銅などの不純物が多いことが原因です。また、井野先生の要請で出してきた銅の含有量0.15%という高い濃度の試験片よりもより高い材質のものが圧力容器のその部分にないとはいえない可能性があります。

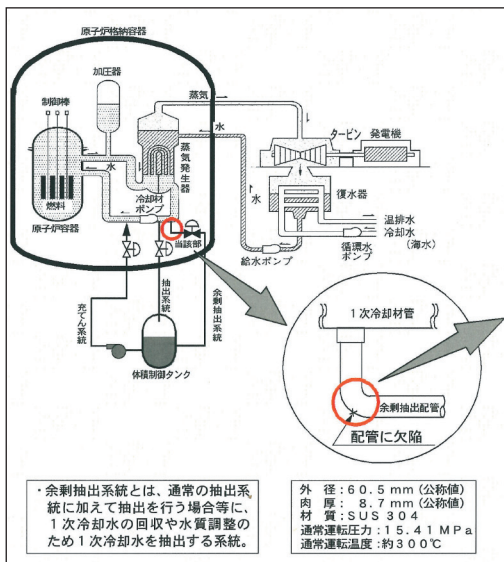
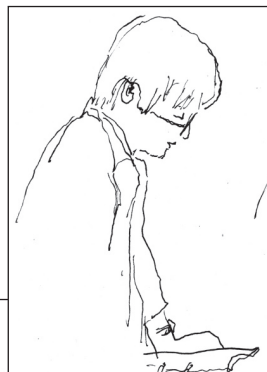
2つ目は、予測式が間違っていることです。間違いの予測式では、次にどれくらい遷移温度が上がるかが予測できないので将来の安全性の評価はできないということになります。

3つ目は、圧力容器の粘り強さの評価に問題があり、過小評価となっていることと、1次冷却材喪失事故時

に大量の水が入ってきたときに圧力容器の内側が冷やされて縮まると破壊しようとする大きな力が働くわけですがこの評価も過小であるというこ

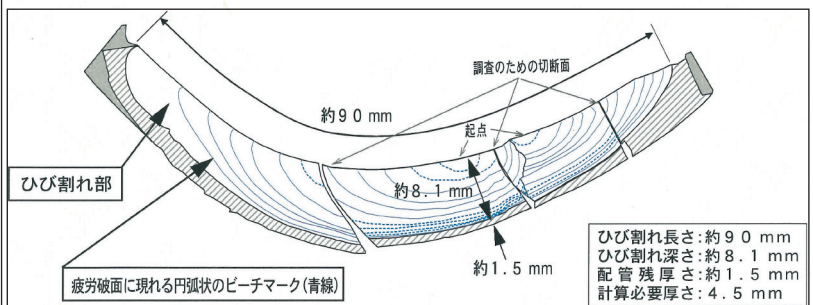
←公判で説明する大橋さゆり弁護士

↓傍聴席には九電関係者も



玄海2号機の余剰抽出系配管の深いひび割れ

玄海2号機は第20回定期検査で、2007年1月16日に余剰抽出系配管で欠陥を示す有意な信号指示が認められた。そこで調査施設で詳細な調査をした結果、配管内部にひび割れが発生していたのが見つかった。



とです。後者が大きいと圧力容器は破壊します。井野先生、飯井委員は、それぞれ計算され、安全側に判断したら、冷却に伴う破壊力が大きいと具体的危険性を指摘しています。

そうならば、圧力容器の「適切な破壊靱性(粘り強さ)を有することの確認」がされたとは言えなくなり、「安全審査上の基準を満たしている」とは言えないことになり、被告は安全性に欠ける点がないことの主張立証を尽くしたとは言えないと、私達は準備書面で主張しました。

最後に裁判長から次回被告九電の反論は、専門的なので噛み砕いてきちっと反論していただく、8月30日までに提出するよう要請がありました。

証拠として、原発老朽化問題研究会の青野雄太さんから「保安院報告書の問題点」という意見書を書いていただき、出しています。また、井野先生の論文「原発の経年劣化——中性子脆化を中心に」(前編・中編・後編、「金属」別刷)と小岩昌宏京大名誉教授の論文

「原子力圧力容器の脆化予測は破たんしている——でたらめな予測式を誤魔化す意見聴取会」(科学、岩波、2012年10月号)も出しています。詳細に知りたい方は、裁判の会のHPからダウンロードしてください。

圧力容器の破壊という前代未聞の重大事故になるかもしれない問題に、原子力安全・保安院の対応と報告書の酷さを3名の方が容赦なきまでに批判されています。

裁判もいよいよ中盤に入りました。私達原告の具体的危険性の主張に対して、被告九電は言い逃れに苦労しているようですが、徹底的に追及していきましょう。東京新聞の6月13日付2面に、「玄海原発 周辺3断層は連続」という記事が出ました。九電のこれまでの推定地震規模の10倍になるというものです。活断層問題が玄海原発でも問題にできる可能性が出てきました。玄海町長、議長は、玄海は地震がないから他と違って安全だと口癖のように言っていました。今後、裁判と九電交渉で徹底追及していききたいと思います。頑張りましょう。(於保泰正)

意見陳述

「玄海原発3号機 MOX 燃料使用差止請求事件」第10回公判における多郎浦和子さんの意見陳述

この様な神聖な場におきまして、代読をお許し下さり感謝します。

まずは、障害者代表として意見陳述をさせていただく私自身の身体の状態から説明させて戴きます。

私は幼い時高熱により運動神経が麻痺してしまったため「脳性麻痺」と診断を受けました。脳性麻痺と言っても、脳の犯された部分によって障害の程度も異なります。

私の場合は歩く事も、立っている事も、寝返りすら思う様に出来ない状態です。

話そうとすると、自分の意志とは逆に身体が反応し声が出せなくなります。

特に話そうと思えば思うほど、全身の筋肉が硬直し呼吸をするのがやっとと言う状態になります。

この様な重い障害者の私が、2010年の当初から、「玄海原発プルサーマル裁判の会」の皆様と共に、何故、雨の日も風の日もめげる事無く裁判所に通いつけているのかを今日はお話させて下さい。

二十年程前までは、殆どの重度障害者は施設生活でしたが、平成15年4月施行の「支援費制度」を糧とし、佐賀県も例外なく、希望に満ちた在宅生活を多くの障害者や老人の方が家族と共に地域で送れるようになりました。

もちろんこれまでは、お年寄りや訪問介護のヘルパーを門前ばらするし、重度障害者は施設から出る事を親に反対されるので、在宅で訪問介護を受けるのは無理かと思った時期もありました。

けれど今では車椅子のお年寄りや様々なハンディを持つ若者達が、ごく普通にすれちがい、挨拶を交わし譲りあえるコミュニティ溢れる社会となりました。

きっと福島の方々も原発事故前は同じ様にお年寄りや様々なハンディを持つ人びとが家族や地域の人たちと過ごされて居た事でしょう。

けれど原発事故後、多数の福島の方々は、まだまだ仮設生活にて過ごされておられます。

また、お年寄りや障害者は未だに、病院や施設での生活を送られていると聞きます。

同じハンディを持つ者として、私が何より心配する事は、避難された障害者の方達は、住み慣れた自宅でもなく、使い馴れた寝具も無い不便な生活を強いられ、どんなにか精神的にストレスを感じておられている事でしょうか。

私と同様な重度障害者や特に高齢者が、長期避難を求められることは死を意味します。

体力的な問題や、それ以上にコミュニケーションが取れず、生きる意欲を失うからです。

そんな辛い被災者の人々の心の中にある故郷に戻れない怒りや悲しみを、原子力発電所が有る地域の私達が受け入れ、二度と同じ過ちを起こさない事と思うのです。

また私の街でも、原子力事故の玄海町からの避難訓練が行われていたので、最寄りの役場へ電話で「車椅子の方も参加されてますか？」と聞いてみましたが、



多郎浦和子さん、公判後の記者会見にて（右端）



代読で意見陳述をする多郎浦和子さん

障害者の方は参加されていませんとの事でした。それでも、玄海町の方がせっかく近くの体育館へ来られるのだから、一目でもお会いできたらと思い、その予定表を確認したところ、体育館へは30分のトイレ休憩だけでした。後はほぼ観光地巡りの予定表だったので、これでは車椅子や足の悪い人の参加は無理で、避難訓練とは形ばかりだと悟りました。

障害者は通常風邪をひいただけでも、訪問介護や施設も病院さえも受け入れてくれる所が見つからない現状なのです。だから、障害者にとって自宅からの退去は砂漠へ置き去りにされると同じことなのです。クッションひとつが一晩なくても、痛みで眠れず、褥瘡（じょくそう）が出来てしまうのが重度障害者で、重いハンディを持つ多くの人は避難したくても出来ないのです。

ですから、重度障害者や老人は、戦時中の様な避難を強いられることのない、我が町我が家での平和な暮らしが願いののです。

それでも、産業発展のために危険性を覚悟の避難訓練ならば、人災は天災と違い予想が立てられます。先ずは未来を担う若者たちの健康と遺伝子だけでも、確実に守れる保障と被曝の賠償を決めたうえで、九州電力と国民個人個人と契約を交わせたらと切に願います。

どうか人災による避難訓練などしないでも良い配慮をお聞き入れ下さい。

また日本は唯一、人類初の原子爆弾投下と言う被害を受け苦しんだ被爆国で、また様々な公害をも多く経験してきた国でもあり、この半世紀、人災による被害は数えきれなく有ります。

代表的なものとして1955年森永ヒ素ミルク中毒・1956年水俣病と、それに1960年代には石炭によるばい塵・じん肺・煙公害が問題視されてきました。石炭から石油エネルギーへと転換し、また第二次エネルギー革命へと向かい、日本の経済発展のためと信じた、勤勉な労働者たちは何度となく被害を受け苦しみ

ました。けれどそれ以上に、原子力発電所がいかに恐ろしいか、福島原発事故を体験した、日本人ならば、福島の悲しみと、これから苦しむであろう被曝病を忘れてはならないと考えます。

また人災と言える原発事故は、今までの公害と比べようも無い遺伝子にまでも被害を刻むものです。なのに、原子力発電所と言う平和利用の名の下、電気料金と引き替えに再稼働しようとしています。これ以上使用済み核燃料を未来に残してはいけません。

今、私達の生活基準を節電で下げたとしても、子ども等の健康だけは守り抜かなければと想うばかりです。

チェルノブイリ原発事故後、1990年頃から子ども達の間で甲状腺ガンが急増しました。また放射能の影響を受け生まれてきた子ども達の多くは奇形児として過酷な人生を送られています。どうか未来の日本の子ども達にハンディを背負わせないで下さい。

重度のハンディを持つ私が切に願う事は、生まれ来る子ども達の五体満足なのです。

それに汚染の無い大地さえあれば、住み慣れた人々とのコミュニティを復活させられます。

けれども、人災による原発事故は戦争と同じく領土を失い、永遠に避難者となるのです。

それでも生きていける保障を九電に願いたく想いません。

とくに重度の障害者や高齢者は、クッション一つ在るか無いかの些細な環境の変化にも対応できません。弱者にとって長期避難は拷問による死と同じなのです。

どうか、障害者であろうとなかろうと、我が国の誇る憲法のもと皆の健康を守って下さい。

胸を裂くようなやり切れない思いを 未来の子ども達にさせたくない！

——裁判を初めて傍聴して

裁判の会会員 古賀 加奈子

「今、何をしているのだろう」。そう何度も思いながら、その日、法廷の空間を焦点もなく見つめていました。

6月7日、私は初めて玄海原発プルサーマル裁判の傍聴に参加しました。裁判中何か事が進んだような感触は無く、解決に向かっているのかそれとも九電側から畳まれようとされているのかわからないまま、事務的な書類についての問答をぼんやり耳で追っていました。

福島第一原発事故が起きるまで、多くの人がそうだったように私は原発やエネルギーについて無関心でした。大変恥ずかしいことですが、自分の使う電力がどのように作られているのか、その燃料が何なのかということ、考えたことなど一度もありませんでした。ただ当たり前のようにスイッチを押して、明かりも暖涼も自在なように感じていました。

事故後の1週間はたくさんの「安全だ」という情報と「危険だ」という情報を、とにかく貪るように調べては読み漁る日々を過ごしました。その中でわかったことは、国が国民を騙しているのだということ。そしてたくさんの人が被曝したのだということ。原発は嘘で作られた利権の象徴なのだということ。津波の映像がTVで延々と流れ続ける中、福島についての情報が発信されない状況はとても不穏で、見えない放射線が只々怖かったことを覚えています。

自分の住む福岡市から直線距離で50kmの場所にある玄海原発。その存在と抱える問題について知ったのは、4号機の再稼働について佐賀県知事と玄海町長に容認されたときからでした。2011年の冬。MOX燃料を使用するプルサーマル発電についても、そこから勉強を始めました。

玄海原発プルサーマル裁判は今年で4年目を迎えています。公判は今回で10回目。こんなに長い間、会のみなさんがこれほど重たいものを背負ってくださっていたのだと思い、公判中にはいたたまれない気持ちになりました。

「意見陳述の後、拍手をしてはいけないよ。」という注意は予め聞いていました。「なぜ」という気持ちは、多郎浦和子さんの意見陳述代読が終わったあとで更に膨らんでいました。未来の子供たちの五体満足を目に願う多郎浦さんの言葉が、今回の公判の中でとても印象的でした。

障害者の目から見た福島の現状、それはNEWSで流れる映像よりもとてもリアルで、国と東電の対応の粗末さを露に感じました。「弱者にとって長期避難は拷問による死と同じ」と多郎浦さんは仰います。些細な

環境の変化にも対応が難しい重度障害者は避難すらできないと。そして国や東電からの補償はない。そんな中、復興予算は原発輸出に回される始末です。こんな胸を裂くようなやり切れない思いが、事故後ずっと続いています。

事故から2年が過ぎ、現在までも収束の目処は立っていません。福島第一原発事故は人災です。東電と国による犯罪。事故よりもずっと前から、地元の反対運動によって活断層調査の不備や耐震強度評価への批判・検証が行われてきました。けれど県民の訴えは聞き入れられないまま、2011年3月最悪の事態を迎えました。事故が起こる可能性があるのだと住民が予測できていたことなのに、どうして想定外なのだと言えるのでしょうか。更には、なぜあれだけの事故が起きていながら、新規制基準ではリスクを過小評価し、原発再稼働を急ぐのでしょうか。

今ならまだ間に合います。玄海含め、国内の原発は即刻廃炉に向かうべきです。この答えは願いとして誰の心にもあるはずです。

原発問題について考えるときにはいつでも、無関心だった自身に対する怒りと後悔の念が伴います。「私も加害者でもあった」と負い目を抱えています。私たちの無関心が生み出した怪物が、今の日本の原発。加害者であったからこそ、もう繰り返してはいけなくて私は強く思います。未来の子ども達には、こんな思いをさせたくはありません。

これから日本を担う同じ世代の「無関心」を少しずつでも変えていくこと、それが今の私の目下の使命と考えています。玄海原発プルサーマル裁判の行方も、たくさんの人たちが注目していくことで司法や国、そして電力会社を動かせると信じています。

100年先の未来が、原発の無い世界でありますように。



古賀加奈子さん

事故が起こってからでは間に合わない。命のことだから必死です!

法廷外の活動報告

裁判の会会員 永野 浩二

● 27年経って今なお ... チェルノブイリ・デー街頭行動

1986年4月26日、チェルノブイリ原発事故。莫大な数の犠牲者を出し、今なお30キロ圏内は人が住めないままです。あれから27年目の4月26日に「原発いらない」の声を街頭でもあげようと、佐賀県庁近くでアピール行動を行いました。

3月11日に続けて「玄海原発再稼働賛成 or 反対?」のシール投票も行い、強風にあおられてボードを支えるのも大変でしたが、結果は「賛成ゼロ」「反対30」でした。

ある男性は「自分は反対だけど、原発が動かないと困る人もおらうばってん...」と言って「賛成」しようとしたのですが、「あなた自身がどう思うかで投票してください!」と話すと、「そうだな...」と反対に投じました。

他人がどうだとか、経済がこうだとかじゃなくて、評論家気取りじゃなくて、まず自分と家族や子ども達のことを、自分自身の頭で真剣に考えてほしいと思います。そういう人を増やしていくために、こうした活動を続けていきます。

また、3月11日に集めた分とあわせて知事への手紙を知事室へ提出しました。

● MOX 燃料輸送に抗議! 関電・高浜原発 MOX 輸送

関西電力・高浜原発へのMOX燃料輸送が強行されました。

危険なMOX燃料の情報が非公開のまま安全も確認されないまま輸送されたことに対して、私達は5月4日、関電に抗議・質問書を送付しました。

放射能の恐怖と闘う全世界の人々と連帯すべく、グ

リーン・アクション京都さんの協力を得て、英語でも世界に発信、輸送ルートの近隣諸国の大使館あてにも送付しました。

日米原子力協定の下、「電力需給と関係なく、『核兵器開発疑惑』を消すために、アメリカから恫喝を受けて、日本はプルサーマルを動かそうとしている」という構図のようです。住民の安全を犠牲にすることは許されません。

●弱者の立場に立った科学を! 井野博満先生懇談会

6月21日、井野博満・東大名誉教授をお招きして、佐賀県議呼びかけの学習会と、裁判の会事務所での懇談会を持ちました。

井野先生は、金属材料学の専門家であり、原発の脆性劣化問題の第一人者。玄海1号機の老朽化による危険性をずっと警告されてきました。

「規制庁は当初『安全基準』といていたのを『規制基準』に言い換えた。田中委員長も『絶対安全はない』と言っているように、現状にあわせてつくった『規制』をクリアしただけ、安全を確認したわけではないと自ら認めている。にもかかわらず、安倍首相は『規制委員会で安全が確認された原発は再稼働する』。こうやって、誰も安全を確認しないままに、再稼働を進めるといふことだ」といった根本的批判と、具体的な「新規規制基準」の問題点の指摘をされました。

また、専門家の役割として「科学者・技術者は客観的事実に忠実でなければならないし、そのことと、弱い人間の立場に立って考えることは矛盾しない」「現在大事なことは、福島で被災者の気持ちを汲むことだ」と話されました。アカデミックな専門家の先生が、市民の運動を深く理解され、同じ目線で一緒になって運動を進められている、その姿勢に感激しました。



4月26日、チェルノブイリ・デー街頭活動（佐賀県庁横）



6月21日、井野博満先生（左）との懇談会（玄海原発裁判の会事務所）



4月20日以降の活動経過

■ 4月

- 20 裁判ニュース9号発行
- 23 九州電力本店交渉
- 26 チェルノブイリ・デー県庁前行動
市民の声を佐賀県知事へ提出

■ 5月

- 4 関電高浜原発 MOX 輸送抗議声明発表
- 5 “ヘポバ鷹島”スピーチ参加
- 6 六ヶ所ラプソディー上映会出席
- 20 伊万里市へ要請
- 23 福島原発告訴団ニュース発送
- 31 福島原発告訴団・全国集会(日比谷野外音楽堂)

■ 6月

- 7 第10回MOX公判・第9回審尋・第5回全基停止公判
- 8 提訴3周年活動報告会
- 18～21 日韓市民脱核(原発)韓国ツアー参加
- 21 井野博満・東大名誉教授を囲む懇談会
- 26 九州電力株主総会

■ 7月

- 3 九州電力本店交渉
- 8 再稼働阻止全国集会・政府交渉
- 12 再稼働申請・九電抗議、佐賀県知事・玄海町長へ要請
- 16 再稼働申請「事前了解なし」知事と玄海町長へ抗議
- 29 佐賀県市長会長 横尾俊彦・多久市長に要請

●活断層3連動で地震エネルギーが10倍に それでも「安全神話」の中に～九電交渉

4月23日と7月3日、九州電力本店と交渉しました。事故時の賠償問題、1号機脆性問題などに加えて、新たに、新規制基準、玄海付近の活断層3連動問題などを質問しました。

市民を放射能の恐怖におびえさせながら原発を動かし、電気が足りないとおどし、電気料値上げを押しつけ、そして、事故を起こしたら賠償は国民・利用者負担。

活断層問題では「玄海周辺の活断層の3連動で、マグニチュードが7.0から7.7へエネルギーが10倍にな

る可能性」が、九大の下山助教らのグループの調査で指摘されていますが、九電は「3本が同時に動くことはない」と考えている。これまでの評価を変える必要性はない。仮に連動したとしても、大きな地震動にはならない」と答えました。より安全側に立って見直すべきです。

あいもかわらぬ「安全神話」の中にいる、ごう慢な九州電力でした。

●全国の仲間と誓い合う 再稼働止めよう全国集会・規制庁交渉

7月8日「福島原発事故の深刻さを踏まえ、みんなで原発再稼働をとめよう7・8全国集会」(フクロウの会、FoE、美浜の会などの呼びかけ)と規制庁交渉に、玄海原発裁判の会から2人が参加して来ました。

規制庁交渉では、福島事故が現実起きたにもかかわらず、問題点が未解決のまま、何が何でも再稼働させるという事があからさまで、規制庁の回答は3.11以前より一層後退し、つじつまの合わないものでした。「そもそも原発は『五重の壁に守られているから放射能は漏れない』と言ってきたのが、いつの間に『事故が起き爆発しそうだからベントします。放射能を放出するから逃げてください!』と言うようになったのか!」「防災計画もろくにできていないで、何が再稼働か!」と怒りの声が爆発しました。

私は国の役人に対し「全く誠意のカケラもなく再稼働しようとしているが、市民は再稼働したら再び事故が起きるかもしれないと脅えている。覚悟しろというのですか?」と聞きました。答えはありませんでした。集会には、北海道、佐賀、鹿児島、福井、新潟、福島、静岡、富山、関西、首都圏の各地から100名以上が集まり、原発の再稼働は絶対許さないぞという熱気あふれる集会となりました。

全国との連携は、九電交渉や安全審査申請抗議など、私達が地元で動く際に必要不可欠なものとなっています。(石丸初美)



4月23日、九電交渉



↑6月下旬、日韓市民脱核(原発)韓国ツアー



→5月31日、福島原発告訴団・全国集会(日比谷野音)
九州から送った横断幕が掲げられた舞台で訴える、九州への避難者であり第一次告訴人の木村雄一さん



←5月5日、ヘポバ鷹島(玄海原発から10キロの鷹島での野外イベント)スピーチ

●「命よりカネ」を許さない！ 九電・玄海再稼働申請に抗議

原子力規制委員会が新規制基準を7月8日に施行したことを受けて、九電は8日の川内原発に続き、12日に玄海原発再稼働へ向けた安全審査申請を行いました。

福島第一原発事故の原因究明もされず新基準ができるはずがありません。福島事故の責任を誰一人とすることもせず、福島県ははじめ多くの人々が避難生活を余儀なくされているこの状況で、安倍政権の“経済のために再稼働ありき”は絶対許す事はできません。

これを受けて、裁判の会はこの日のうちに、九電本店、佐賀県庁、玄海町役場をまわって、九電・瓜生社長に抗議を、知事と町長には再稼働反対の要請を、全国から賛同いただいた32団体連名で行いました。メディアもたくさんかけつけてくれ、市民の怒りを大きく表明することができました。

知事は「住民の命を守る」立場の自覚を！

しかし、この12日午後1時、佐賀県庁内で九州電力・山元春義副社長と牟田香副知事は面談し、玄海原発の再稼働は「事前了解の対象外」として、国への申請内容の報告にとどめることを密室で決めていたのです。またしても「やらせ」なのかと思いたくなる佐賀県の国任せの無責任体質に、私達は16日に再び抗議文を提出し「住民の命と財産を守る立場という自覚をしてください」と訴えました。

佐賀県庁は、やらせメール事件のころから、反原発の市民は玄関先で立ったままの対応しかしていません。佐賀県は、住民不在状態です。

古川知事は、再稼働判断について「事前了解にはなじまない」という言い方で、県民の命と財産を守る立場の自覚を全く持っていません。

住民の安全を置き去りにして再稼働に向けて突っ走る佐賀県知事を包囲するために、自治体首長や議員への働きかけを強めていく予定にしています。

「再稼働」へ向けた具体的な動きに対して、私達の側も1つ1つに反撃していきましょう！

サガテレビで放映された16日の石丸代表の訴えです。“「最終的には地元了解を得てからと思っている」というが、地元というのは古川知事だけじゃないですか。

私達は不在なんです。
佐賀県民は“古川丸”に乗っているんです。
降りたくても降りられない
だったら、船頭はちゃんとしてください。
細かいことをいちいち言っているんじゃないんです。
新潟県の泉田知事のようなちゃんとした人がいるが、
古川知事も立派な知事になってください！”



7月16日の抗議行動を伝えるサガテレビニュース画面



7月16日、佐賀県知事へ抗議行動



高木章次さん（ブルトニウムなんていらないよ！東京制作のチラシ



7月19日、佐賀県庁横金曜行動にて



トリチウムが大量に漏れ出たアメリカの事例を詳細に記したレポート『警告 放置されている放射能放出』500円

トリチウムって、どんな放射性物質ですか？

福島原発の汚染水漏れで高濃度のトリチウム（三重水素）も検出されたことがニュースにもなっています。会員から質問もありましたので、簡単に説明します。水素の放射性物質の一つがトリチウム。原発運転中に、ウラン燃料や冷却材である水の中のホウ素などに中性子があたって生み出され、燃料棒被覆管を通り抜けたやすく拡散します。酸素と結合してトリチウム水となり、気体であれ、液体であれ物理・化学的には全く

水と同じように動き、人体の細胞、DNAなどあらゆるところに入り込みます。人体の奥深く入ったトリチウムが出すベータ線は、細胞を損傷し破壊する点ではガンマ線よりも恐ろしいと証明されています。胎盤から胎児へ、また母乳を通じて子どもに移ります。ガン、突然変異や先天性欠損症を引き起こすことも。トリチウムを今の技術で取り除くことはできません。

要請書・抗議文など

抗議及び質問書 MOX燃料輸送に抗議します

関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠 様

4月18日、関西電力がMOX燃料の輸送を強行したことに、私達は強く抗議します。

2009年12月2日、九州電力は玄海原子力発電所3号機で、多くの人々の反対や不安の声を押し切って、わが国最初のMOX燃料を用いるプルサーマル営業運転を開始しました。これを受けて、2010年8月9日、私達市民は、この危険極まりないMOX燃料を使用する玄海原発プルサーマル運転差止め訴訟を起こしました。

MOX燃料はウラン燃料だけを使った時と比べて、原子炉で同じ事故が起きた場合の被害はずっと大きくなる可能性がある、加えて使用済MOX燃料の処理の方法は何も決まっておらず、超長期にその原発敷地に貯蔵される恐れがあると専門家の間で危惧されています。重大な原発事故が発生すれば、放射能により山や大地や海は汚染され、生き物すべての命、健康、そして市民生活をも脅かし、その影響は子々孫々まで伝わっていくと私達は訴え続けてきました。

2011年3月11日の福島原発事故が起きたことによって、原発事故の恐怖は国民の知るところとなりました。地元住民の生活は根こそぎ奪い取られ、見えない放射能の恐怖から逃れられない原発事故は地球をも滅ぼすということ、福島の甚大な犠牲が教えてくれたのです。

私達は3.11後、MOX燃料裁判に加えて、九州電力を相手に玄海原発2・3号機の再稼働差止め仮処分裁判、さらには玄海原発全炉の運転停止を求める裁判も起こしました。今を生きる大人の責任として、「原発の廃絶」へ向けて一歩でも前へ進めるためです。今、取り返しのつかない福島原発事故の責任を、国も

東京電力も誰一人とらないままに2年が経ちましたが、今なお原因究明もされず、収束の目処さえ立っていません。再稼働は許されませんし、ましてやプルトリウム利用などもってのほかです。

そうした中での今回のMOX輸送は、福島原発事故の被災者の気持ちを踏みにじるものであり、福井県民をはじめ国民の原発に対する不安をあざ笑う行為です。

これまで、MOX燃料の情報は非公開のまま、安全も確認されないままに輸送されてきましたが、70カ国以上の国々から抗議が示されてきました。輸送船が事故に遭えば、輸送ルート近隣諸国の環境と住民に壊滅的な結果をもたらしかねないからです。しかしながら、日本政府と電力会社は一度も誠実な対応を示したことはありませんでした。

そこで私達は、放射能の恐怖と闘う全世界の人々と連帯すべく、この度の関西電力のMOX輸送に強く抗議するとともに、以下のことについて質問しますので、回答を求めます。

質問① MOX燃料輸送は海外の国々を通過することになりますが、関係国への了解はどのように取られましたか。また安全確認のための環境アセスメントはどのように行いましたか。

② 九州付近の通過経路と日程を教えてください。

③ 海上で事故が起きた場合、どのような緊急対策があるのか、またどのように賠償を考えておられるのか教えてください。

2013年5月7日
玄海原発プルサーマル裁判の会
代表 石丸初美

玄海原発みんなで止める！6・8宣言

2010年8月9日の玄海原発MOX燃料使用差止め提訴から3年、公判も昨日で10回目を迎えました。

2006年、科学者間でも意見が対立する中、古川康佐賀県知事は玄海原発プルサーマル計画について「県民の理解は得られた」として、住民の反対の声を踏みにじり「事前了解」を強行しました。

同年、私達は県民投票署名運動に奔走し、49609筆を県議会に提出。翌年2月の臨時県議会で「間接民主主義からの逸脱」、住民には判断できないという理由で、あっけなく否決されました。

私達は「プルサーマルを理解も納得もしていない。人類と共存できない放射能を生み出し、その処理方法

も何も決まっていない原発は止めるべきだ」と運動を続けてきました。

2010年2月21日、「普通の生活を守るため」に裁判を決意、「玄海原発プルサーマル裁判の会」を結成しました。

同年8月9日、佐賀地裁に提訴。12月1日、初公判。12月9日、プルサーマルの3号機でヨウソウ漏れ事故。私達は、徹底した原因究明と安全対策を求めて走り回りました。

そして、第2回目の公判を迎えた2011年3月11日、東日本大震災と福島原発事故。

おそれていた大事故が起きてしまいました。

あらゆる警告を無視し、対策を怠り、事故を起こした電力会社、政府、被曝を拡大させた学者らの責任が問われないまま2年以上が経ちました。

事故収束作業は見通しのつかないまま続いています。空気と水と大地、食べ物放射能により汚染されました。子ども達の健康被害、除染の行きづまり、原発労働者の使い捨ても明らかになってきました。

「佐賀は蛇口の水がそのまま飲めるからいいですね。福島では思いっきり深呼吸もできません」

「今も線量計を見ながら、子ども達に"今日も外で遊べないね"と話しています」

「福島は東京に電気を送ってきた。その福島の俺達は、日常のすべてを奪われてしまったんだよ！」

福島の人達の声です。子ども達を放射能汚染の中から、一刻も早く救い出さなければなりません。

仮に事故が起きなくても、原発を動かせば必ず核廃棄物を生み出します。未来永劫に放射能の管理をしなければならぬのに、その方法すら決まっていないのです。

福島の大きな犠牲に学ぶということは、原発をすべてなくすこと以外にありません。

2011年6月、事故からまだ3ヵ月というのに、玄海原発に再稼働の話が浮上しました。

私達は佐賀県庁や九州電力に連日のように行動を起こしてきました。市民の怒りは、古川知事の「やらせ」事件をも誘発しました。ストレステスト実施とあいまって、再稼働をいったん阻止できました。

しかし、古川知事と九州電力はいまだにこの時の反省をなんらせずに、福島事故がなかったかのように、住民の命を軽視して、カネのために再稼働を狙っているのです。

再稼働を阻止するために、いまあらためて覚悟を決めなければなりません。

私達は、2010年8月9日「玄海3号機MOX使用差止」提訴、2011年7月7日「玄海2・3号機再稼働差止」仮処分申請、2011年12月27日「玄海全基運転差止裁判」提訴、この3つの裁判で具体的危険性を追及しながら、法廷外でも玄海町や市町村を訪ね歩いたり、国、県、九電と交渉したり、座談会、集会を開いたりしてきました。すべては種まき、いずれ花となり実となることを願って、1つ1つ取り組んできました。この活動の延長線上に、このたび、会の名称を「玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会」と改称することとしました。

普通の生活を守るために、子ども達の笑顔がいつの時代にもつづくように、全世界の仲間達とつながりながら、みんなでチカラをあわせて、玄海原発を、そして世界中の原発をすべて止めるための行動を続けていくことを、ここに誓います。

2013年6月8日
玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

玄海原発再稼働申請に抗議し、撤回を求めます

九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜生道明 様

原発の新規制基準が7月8日に施行されました。九州電力は同日、川内原発の再稼働に向けた安全審査の申請を行い、本日12日、玄海原発の申請を行いました。

しかし、福島第一原発事故の事故原因はいまだ究明されず、さらに放射能の汚染水の流入・発生がつづき、その解決の見通しも立っていません。福島ではいまだに15万人以上が避難生活を余儀なくされ、故郷へ戻れない状況にあります。福島第一原発事故は「収束」していないのです。

こうした中で、原発再稼働を求める一部の経済界および各電力会社の意向に沿って、審議過程で専門家から出された疑問や、多くの国民から寄せられた意見を全く無視し、企業の論理にのっとったスケジュールありきで決定された「新規制基準」で再稼働をすすめるなど、私達は断固として容認できません。強く抗議の意思を表明します。

新規制基準では、炉心溶融を伴うような重大事故への対策を義務付けていますが、福島事故の教訓を踏ま

えた内容になっていません。そのうえ、中央制御室が使えなくなった場合に備える「第二制御室」の設置、放射性物質を低減した上で外部に逃がす「フィルター付きベント」設備の設置などは5年の猶予が設けられています。放射能汚染水対策も問題にもされていません。

そもそも原発は「五重の壁に守られているから放射能は漏れない」と言ってきたのが、いつの間に「事故が起き爆発しそうだからベントします。放射能を放出するから逃げてください！」と言うようになったのでしょうか。

防災計画もろくにできない下で、再稼働したら再び事故が起きるかもしれないと市民は不安に脅えています。放射能被ばくを覚悟しろというのですか。

さらに、事故が起きた際の責任も不明確なまま、賠償も結局は電気料と税金、つまりは国民に押し付けというのは、あまりに無責任ではないのでしょうか。

これまで九州電力は、市民から原発の安全対策について質問が多岐にわたり提出されていますが、裁判係争中のプルサーマルMOX燃料の安全性や使用済み燃料の処理問題など、すべてに対し、全くと言っていいほど市民を納得させられる回答をされていません。

新たに活断層の3連動による大きな地震の可能性が学者から指摘されても、慎重な検討もせず、切り捨てています。

こうした中での松尾新吾・九州電力相談役の「止められて1日10億円の赤字、4日早く再稼働できれば40億円出すくらい、なんてことはない」発言は、正に市民を愚ろうするもので「命よりカネ」の態度としか思えません。

3.11を経ても、「やらせ」事件があっても、何も変わらない九州電力の態度に怒りを感じます。原発事故被害者の気持ちを踏みにじるのは、もうやめてください。

この間のどの世論調査をみても、「原発ゼロ」「再稼

働反対」の声は圧倒的で、国民の声となっています。国民の意思を無視し、スケジュール先にありき、再稼働ありきとする九州電力に対し厳しく抗議するとともに、玄海原発の安全審査の申請の撤回を求めます。

2013年7月12日
玄海原発再稼働に反対する市民一同

【呼びかけ団体】
玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
代表 石丸初美
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
共同世話人 野中宏樹
【賛同団体 32団体】

住民の命と財産を守る立場という自覚をしてください 命より経営優先の九電に対し、事前了解を約束させてください

佐賀県知事 古川 康 様
玄海町長 岸本英雄 様

私たちは、去る12日、原子力規制庁の新規制基準の施行に伴い、九州電力が玄海原発の再稼働申請を出した事を受け「再稼働は認められない」と知事と玄海町長に要請書を出しました。同日午後1時、佐賀県庁で九州電力山元春義副社長と牟田香副知事は面談し、玄海3・4号機の安全審査を原子力規制委員会に対し申請する報告をしています。翌日13日の新聞報道では「安全対策の了解不要」「九電、佐賀県、玄海町が判断」「事前了解の対象外に」と各紙で大きく取り上げられています。一体これはどういうことかと、驚きと怒りがこみ上げてきました。

報道内容によると【川内原発では鹿児島県は安全協定で「原子炉施設変更時の事前協議」を規定しており、今回の安全対策は、この規定に当たるとして、九電は県市に事前協議書を提出。国の審査とは別に、県市は安全対策を了解するか判断することになる。】

【一方、玄海原発も同様の安全対策を講じているが、九電は佐賀県と玄海町に事前了解願を提出せず、国への申請内容の報告にとどめた。九電の説明によると佐賀県、玄海町と協議して決めたといい、川内原発と異なるのは「自治体の考え方の違い」(幹部)としている。佐賀県は取材に「規制基準で設置が要求されている施設は既に工事が着手されており、安全協定に基づく事前了解にはなじまない」と話している。】

報告を聞くだけ、再稼働するかどうかは国に責任を負わせるという、住民の命と財産を守る責任ある立場の判断とは到底思えません。2011年6月に浮上した「再稼働」の時の「やらせ」事件で反省することもなく、またもや住民の知らないところで行われている密室の協議です。佐賀県と玄海町、九電の、いまだに続いているもたれあいと隠蔽体質が一向に改まっていないことが露呈されたわけです。

私たちは、福島原発事故の甚大さ深刻さを知る度に、二度と起きてはならない原発事故を食い止めるためには、原発は止めるべきだと思っています。福島事故の責任は未だに誰一人とることもせず、国民の命より経済を何より優先する国をもう信じる事はできません。

「こんな国に任せられない。福島原発事故の収束の見通しさえたたない中、再稼働などありえない」と住民側に寄り添った判断をするのが原発立地の知事や地元首長の正しい判断ではないでしょうか。この度のごとは、安全協定を県自ら無いものとするものであり、地方自治体のトップとして責任放棄で、地方自治が国の奴隷になることを意味しています。安全審査の申請書類内容を九電に丸投げするのではなく、県独自の安全性の確認をすべきです。その意味からも事前了解は当然のことです。

新潟県泉田知事がフィルター付きベントの設置について「事前了解なしで申請はありませんね」と何度も迫り、東電の申請を先送りさせたのと全く逆の対応です。鹿児島県でも事前協議要件としています。古川知事は九電の「虜」そのものです。

住民の命と財産を守る立場という自覚を持ってください。命より経営優先の九州電力に対し、事前了解を約束させるのが、自治体トップとしての責務で在るべき姿です。原発事故が起きれば、命の責任は誰にも取れません。事故が起こってからでは間に合わないのです。

今回の身勝手な古川知事と玄海町長の行動に厳しく抗議し、本要請文の主旨に従うよう佐賀県知事と玄海町長の姿勢変更を求めます。

2013年7月16日
玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
代表 石丸初美
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
共同世話人 野中宏樹

【玄海原発の問題点——これでも再稼働するというのか！】

(1) 活断層の連動問題

九電は糸島半島沖断層群と前原断層を約 21 キロの 1 本の断層とみなし、耐震安全評価で M7.0 としているが、九州大学の下山助教グループは糸島半島沖断層群と前原断層と日向峠—小笠木峠断層は三本つながっていると可能性を指摘、耐震安全評価は M7.7 と予測される。7 月 3 日の九電交渉では「情報は把握しているが、同時に三連動するとは考えていない。評価を変更する必要はないと考えている」と言った。M7.0 と M7.7 は地震のエネルギーは 10 倍ともなるといわれているのなら、より安全側に立って見直すべきである。

(2) 免震重要棟問題

免震重要棟設置予定は 2015 年度を目処としているが、東電福島原発事故でも、免震事務棟があったことが不幸中の幸いであった。この事故を踏まえ、緊急時対策所は仮設拠点に過ぎず 90 平方メートルしかないなどの課題が浮上している現状から、少なくとも 2015 年度までは安全が担保できないことから再稼働はすべきでない。

(3) 防災問題

県内全 20 自治体に 2012 年 10 月ごろから面談して、安全協定・拡散予想図・避難計画についての情報を提供説明してきたが、住民の命と財産を守るに足りる十分な避難対策が立案できていない自治体が多々あった、これは事実である。また、玄海原発の周辺には住民のいる多くの離島があること、災害弱者といわれる老人や介護の必要な人の対応などなど手つかずだ。原発事故は 24 時間のうち、いつどこにやってくるか誰にも解らない。原発立地地域において、この難題を解決せずにして、まともな防災計画など立てられるはずがない。

(4) 1 号機の脆性遷移 (ぜいせいせんい) 温度 98 度の問題と 1 号機の可燃性ケーブル問題

脆性遷移 98 度をもって再稼働などありえない。

また、可燃性ケーブルについては、九電は「延焼防止剤を塗っており、新基準への適合性について具体的に検討している」としているが、これまでも原発サイトでの火災は国内でも多々発生しており、海外での大事故を踏まえると、火災対策を疎かにして再稼働ありえない。また、規制庁・規制委員会が、延焼防止剤による処理をこれまでのように「可燃性ケーブルと同等と見なす」経過措置を新基準で容認することは審査上有り得ない。

(5) 3 号機はプルサーマルであること

プルサーマルは、安全余裕を食いつぶすといわれている。これは、市民の安心できる生活を食いつぶす

という事に匹敵する。核燃料サイクルの行き詰まり、プルトニウムの後始末である。ウラン燃料に比べて MOX 燃料の毒性の影響は大きく、危険性は拡大する。「プルサーマルは治験無しのおっつけ本番の人体実験」と言われ、「プルサーマルって何ですか」と、基本的に住民へ充分周知されていない。

(6) 使用済み燃料の問題

あと 2.6 回で満杯になるとされている。リラッキングという姑息な手段で乗り切ろうとしているが、安全余裕の極端な削減に、住民側に納得の行く説明もなしに再稼働は認められない。

さらに、プルサーマルの使用済み MOX 燃料は通常のウラン使用済み燃料よりも猛毒だが、処理方法 h が何も決まっておらず、このままでは最低でも 500 年間は玄海原発の敷地内に置き去りになる可能性がある。

(7) タービン動補助給水ポンプ

玄海原発のような加圧水型炉では、外部電源喪失し全交流電源喪失した時には、タービン動補助給水ポンプに頼らざるを得ない。しかし、3.11 福島に見るように高圧注水系配管が地震で破損した可能性は否めないように、タービン動補助給水系配管が破損すれば、給水ポンプの多重性防護はないため、それだけでもう炉心熔融に至る過酷事故が避けられないことになってしまう。

(8) 安定ヨウソ剤の配布について

福島事故を教訓として自治体の確保・準備配布・服用法・指示命令系統など、佐賀県民はじめ、福岡、長崎とあらゆる想定を考慮して、最大の安全側にたった事前対処が不可欠である。

(9) 九電の信頼は地に堕ちたまま

古川知事に端を発した「やらせメール問題」の反省もない中、松尾前会長の「1 日動かせば 10 億円」発言など、安全性を考える大前提としての「企業と消費者との信頼関係」は地に堕ちたままである。

(玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 2013 年 7 月 12 日作成)



7月12日抗議・要請行動
(九州電力本店)

お知らせ

裁判の会活動報告会 in 福岡

- 日時：9月14日(土)13時半開会
- 場所：早良市民センター

福岡市早良区百道 2-2-1 (地下鉄『藤崎駅』下車すぐ)
第11回公判の翌日、福岡で活動報告会を開催します。弁護士から裁判の最新の報告、会から玄海訪問、自治体まわりなど日頃の活動報告をします。

玄海再稼働阻止に向けて、顔と顔をあわせて、みなさんとお話ができればと思います。日頃、佐賀まで来られない方もぜひ足をお運びください。

オリジナルステッカー新発売!

新名称入りの裁判の会オリジナル・ステッカーを作成しました。テーマは“放射能から子どもを守る”です。車などにも貼れます。あちこちに貼って思いを伝えましょう! 1枚300円です。

イベントなどで販売するほか、郵送もいたします。ご希望の方、ご連絡ください。



原発も核も無い未来を子どもたちへ! 1枚300円です。

次回公判のお知らせ

9月13日(金) 佐賀地方裁判所

- 13時 集合 地裁前アピール行動
- 14時 第11回玄海原発3号機 MOX 燃料差止公判
意見陳述あります
- 14時半 第10回玄海2・3号機仮処分審尋
- 15時半 第6回玄海全基運転停止公判
- 16時 記者会見 アイスクエアビル

※時間は予定です。

※傍聴を希望される方、事前にご連絡いただくと助かります。

【編集後記】

家の前の公園で早朝からセミが大合唱。盛夏をイヤというほど演出してくれてる。寝苦しい夜もまだ続くだろうが、時に、ふと、涼しげな朝を迎えることがある。暑さと涼しさがせめぎあっているうちに、ある日を境に急に秋らしくなったりする。さて、猛暑の中の参院選が終わった。原発事故被害者のやむにやまれぬ挑戦があった。脱原発仲間の勝利もあった。必死で動いた仲間達があった。議席だけでは見えない手ごたえもあった。

今後の活動予定

■12・2プルサーマル開始から4年 私達は忘れない
2009年12月2日、玄海原発3号機で日本で初めてのプルサーマル運転が始まりました。この日を忘れまいと、私達は毎年、集会などを開催してきました。今年2013年12月2日は月曜日ですが、その前後に取り組みを計画中です。

■玄海町周辺戸別訪問・ポスティング

原発立地地域と一緒に歩いて、機関紙などを配ってみませんか。住民の暮らしに寄り添ってみると、見えてくるものがあります。昨年度10回行い、玄海町6000世帯への配布をほぼ終えましたが、9月から再開予定です。

■自治体首長・議員まわり

国や県が電力会社寄りの態度の時に、最後の砦になるのが市町村です。まわればまわるほどに「自分たちがしっかりしなければ、命は守れない!」ということがよくわかってきてしまいますが、それでもやっぱり自治体を動かさなければならぬので、地道に要請・情報提供活動を続けていきます。あなたの町にも一緒に伺います!

あなたのチカラが必要です!

- ★ボランティア募集!
- ★座談会開催しませんか?
- ★カラー機関紙『そいぎ』発行しました。
1部100円です。広めてください!

最新情報や日々の活動を

ホームページ <http://saga-genkai.jimdo.com/>
フェイスブック <http://www.facebook.com/genkai.genpatsu>
にアップしています。ぜひご覧ください。

新年度会費納入・カンパのお願い

私たちの活動、通信の発行は、会費・カンパによってなんとか維持されてきましたが、運動の長期化、広がりにともない、財政状況も大変厳しくなっております。運動を続けていくためにぜひ、みなさまのご支援、ご協力をお願いいたします。

会員募集中!

- 原告会員は年会費1万円。支える会会員は5,000円。サポート会員は一口1,000円より。
- 振込先：郵便振替口座 01790 - 3 - 136810
玄海原発プルサーマル裁判を支える会

会員数
(2013.7.31現在)

原告団 (MOX、仮処分、全基停止) 399名
支える会・サポート会員 758名
行政訴訟・予定原告 283名

今、私達の政治文化は変化の真っ只中。せめぎあいの中に、次の季節、次の時代の“芽”が育ってる。(永野浩二)

大学生の長男が4人のチームで出場したダンスコンテストの予選で選ばれ、全国大会に出場することに。「俺たちは個人技のレベルは高くない。チーム力で勝ち抜いたんだ」チーム力! 生きるために一番大事なことを学びつつあるね。ますますパワーアップさせて9月の大阪で発揮して欲しい! (大江登美子)